

信濃町地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 信濃町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、長野県上水内郡信濃町大字柏原428-2 信濃町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、信濃町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから第5条第2号の者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第 8 条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(幹事会)

第 9 条 協議会は、申請内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、会長、副会長のほかに別表 2 に掲げる委員をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(事務局)

第 10 条 協議会の運営に関する事務を行うため、信濃町総務課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、信濃町総務課長をもって充てる。

3 事務局員は、信濃町総務課職員をもって充てる。

(会議の運営等)

第 11 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の 2/3 以上をもって決定することとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算の編成及び現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(旅費)

第 14 条 別表 1 に掲げる公共交通利用者に関し、信濃町規則（職員以外の者の費用弁償に関する規則）に基づき旅費を支給する。

(協議会の解散等)

第 15 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(副町長を置かない期間における特例措置)

2 副町長を置かない期間においては、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、会長は委員のうちから第 5 条 (2) の者をもって充てる。

別表1（第4条関係）

（順不同）

公共交通事業者	長電バス株式会社 川中島バス株式会社 長野電鉄労働組合 アルピコ労働組合川中島バス支部 鳥居川観光タクシー株式会社 野尻湖タクシー株式会社 長野県タクシー協会 東日本旅客鉄道株式会社長野支社黒姫駅
道路管理者	長野県長野建設事務所 信濃町建設水道課
警察	長野県長野中央警察署
学識経験者	国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局
公共交通利用者	野尻区長 古海区長 菅川区長 熊坂区長 柏原区長 仁之倉区長 古間区長 荒瀬原区長 富士里区長 信濃町老人クラブ会長 信濃町婦人団体連絡協議会長 信濃町婦人会長 信濃町商工会長 信濃町学校づくり委員会推薦委員
町行政	副町長 住民福祉課長 産業観光課長 教育次長 信越病院事務長 信濃町社会福祉協議会事務局長

別表2（第9条関係）

公共交通	タクシー会社代表 バス会社代表
公共交通利用者	区長会代表 信濃町学校づくり委員会推薦委員
行政	住民福祉課長 産業観光課長

信濃町地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信濃町地域公共交通協議会規約第12条の規定に基づき、信濃町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国の補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度の予算を調整し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。

(歳入歳出予算科目)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第4条 会長は歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員(以下「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、信濃町の規則により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑収入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

信濃町地域公共交通協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信濃町地域公共交通協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 信濃町地域公共交通協議会長之印

(公印の取扱い)

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、信濃町公印規則の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）信濃町地域公共交通協議会長之印
寸法 方20mm

